

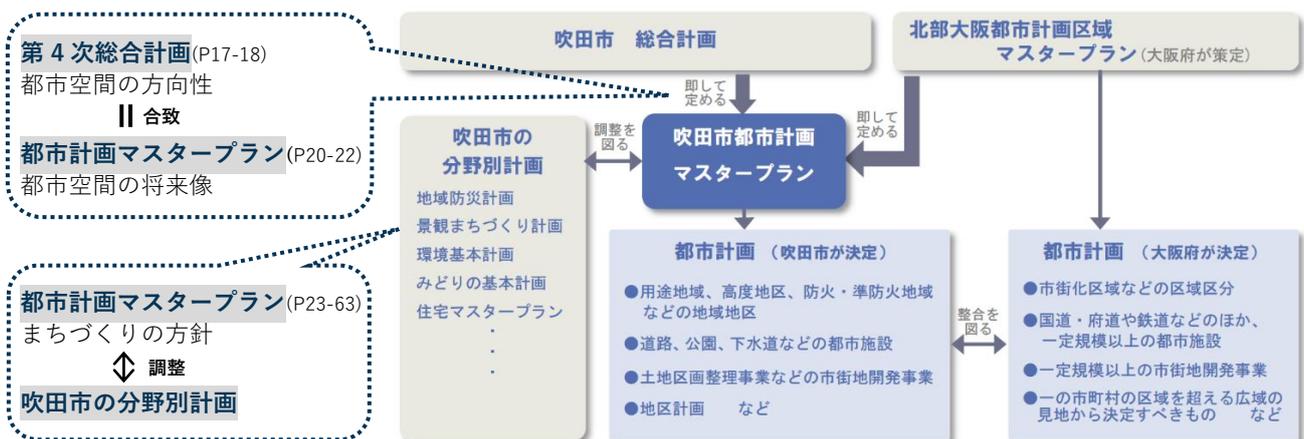
第2次吹田市都市計画マスタープランの策定期期について

1 概要

「第2次吹田市都市計画マスタープラン」の策定期期を、上位計画の動向等を踏まえ、「吹田市第5次総合計画」策定後の令和12年度（2030年度）頃とします。

2 吹田市都市計画マスタープランについて

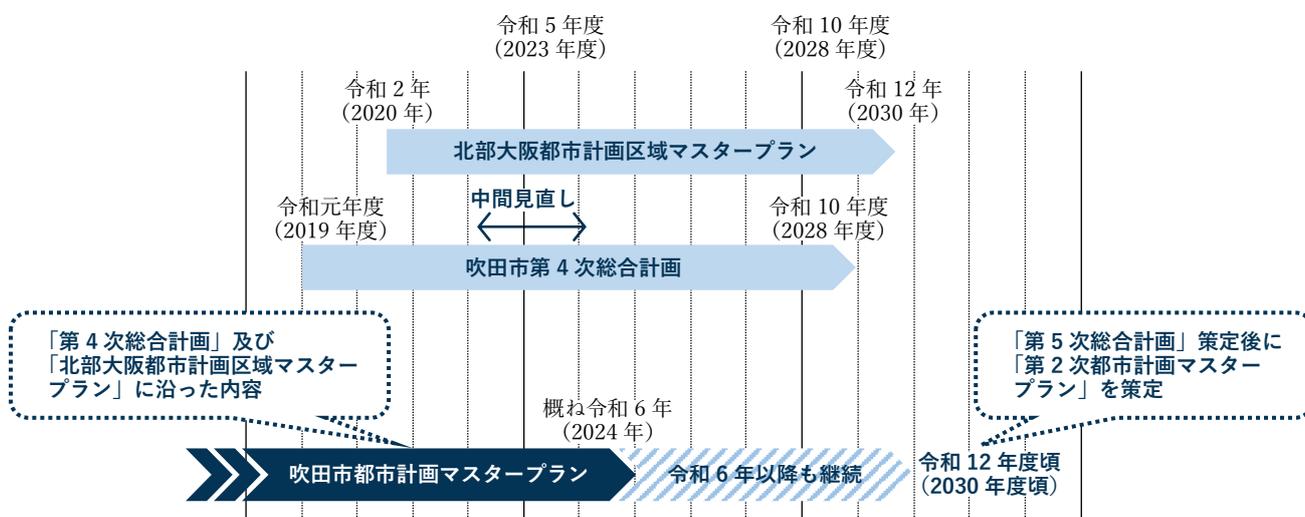
- (1) 都市計画法第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針のことをいい、長期的な見通しを持った上で都市の将来像を明確にし、その実現に向けた大きな道筋を示すものです。
- (2) 本市の「総合計画」と、大阪府の「北部大阪都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、本市の他の分野別計画と調整を図り定めるものです。
- (3) 概ね令和6年（2024年）を目標年次として、平成16年（2004年）1月に策定し、平成27年（2015年）3月に改定しています。
- (4) 平成27年以降に策定した「吹田市第4次総合計画（計画期間：令和元年度～令和10年度）」及び「北部大阪都市計画区域マスタープラン（目標年次：令和12年）」に沿った内容となっています。



【吹田市都市計画マスタープランの位置づけ】

3 第2次吹田市都市計画マスタープランの策定期等について

- (1) 「吹田市第5次総合計画」に即した「第2次吹田市都市計画マスタープラン」とするため、上位計画の動向等を踏まえ、「第2次吹田市都市計画マスタープラン」の策定期を、「吹田市第5次総合計画」策定後の令和12年度（2030年度）頃とします。
- (2) 「第2次吹田市都市計画マスタープラン」の策定までは、令和6年（2024年）以降も引き続き、各分野別計画と調整を図りつつ、現行の「吹田市都市計画マスタープラン」に基づき「吹田市第4次総合計画」によるまちづくりを都市計画の面から進めます。



【第2次吹田市都市計画マスタープランの策定期】